

# 離れて暮らす親子のための親子交流をサポートします

## ～文京区親子交流支援事業～



親子(面会)交流は、子どもの成長のために行うものです。両親は離婚して他人になっても、親子の関係は変わりません。子どもの安心と安全が守られている場合、一般的には、親子交流が子どもの健康的な発達を促すと考えられています。

### ●親子(面会)交流における相談、支援に係る費用を補助します

- ① 親子交流に向けて行う事前相談、連絡調整等、親子交流支援に係る手数料、申込料その他の費用(上限6千円)を補助します。
- ② 親子交流の付き添い、児童の受け渡し等の支援に係る手数料、申込料その他の費用(上限10万円)を補助します。

\* いずれも、第三者機関に支払うものに限りです。



「対象者」 文京区在住の18歳まで(18歳になった最初の3月31日まで)の子どもを養育している、離婚後、親子交流支援を受けるために必要な費用を負担している方  
(要件あり、詳細はお問合せください)

「お申込み」 文京区子ども家庭支援センター 家庭支援係

「お問い合わせ先」 TEL 03-5803-1894

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時  
(祝休日・年末年始除く)

〒112-8555 文京区春日1-16-21文京シビックセンター5F

